「家庭ごみ指定袋制度」と「持込ごみ処理手数料」の見直しについて

本資料は、「家庭ごみ指定袋制度」と主に事業系ごみに関係する池田市クリーンセンター（ごみ焼却施設）への「持込ごみ処理手数料」見直しについて、みなさまにご意見をいただくためのもので、改正案とその基本的な考え方をお示ししています。

なお、この改正案は学識経験者、市民、事業者、行政からなる「池田市廃棄物減量等推進審議会」(以下審議会)にはかり、作成しました。

目　次

1. はじめに ____ 1
2. 池田市にせまる、ごみ問題 ____ 2
3. ごみ問題の解決に不可欠な制度改正 ____ 4
4. 制度改正と合わせて実施する施策と手数料の使い道 ____ 8
5. 新制度の開始時期と現在お使いの指定袋について ____ 8

1.　はじめに

今日、私たちは、地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題に直面しています。我々に身近なごみ問題では、資源の枯渇や埋立地の容量不足、焼却にともなう温暖化ガス排出など、将来の生活基盤が失われる可能性が指摘されています。

これまでの大量生産・大量消費、そして大量廃棄型の社会経済活動を見直し、３Ｒを進め、市民・事業者・行政が一緒になって将来も持続可能な社会のしくみ、循環型社会*をつくっていくことが求められています。

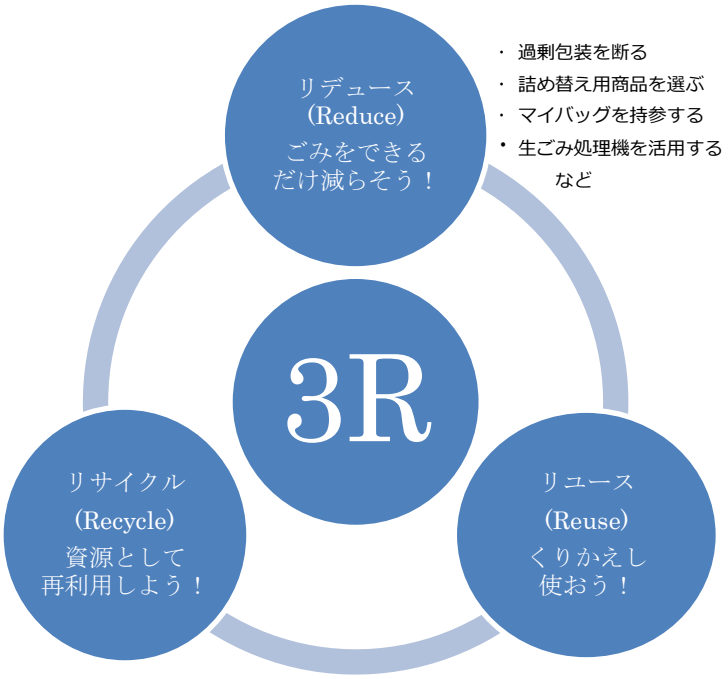

*循環型社会とは、製品の廃棄を抑制し資源の循環利用を図ることをいい、そのためには３Ｒの推進に取り組んでいくことが必要です。

2. 池田市にせまる、ごみ問題

（1）「市民の協力」と「制度の導入」でごみ減量に成果

池田市では、持続可能な循環型社会をめざし、市民の協力のもと様々な施策を進めてきました。平成15年度の審議会第1次答申では、ごみの有料化策が示され、ごみ指定袋制度の導入やトレイなどの資源分別品目を増やすなど、しくみの整備を行いました。

そして「ごみ減量に取り組んでいる」と答える人が9割を占める*意識の高い池田市民に支えられ、環境基本計画のごみ10%削減(平成11年度比)と指定袋制度の家庭ごみ20%削減（平成16年度比）という両方の短期目標が達成されました。

*一般廃棄物処理基本計画策定調査(平成22年度)アンケートによる

（2） 池田市にせまる、ごみ問題

このように、市民の協力と制度によって一定の減量成果が見られるものの、次のような問題が浮上してきておりその対策がせまられています。

① あと7年で、ごみ埋立地が満杯に

このまま毎年出されるごみが減らなかった場合、ごみ埋立地(大阪湾フェニックス)の池田市割り当て容量は**7年後の平成30年で一杯**になると予測され、焼却灰などのごみを捨てる場所がなくなってしまいます。

② クリーンセンターが寿命を延命して運転中

池田市クリーンセンター（ごみ焼却施設）は施設寿命と言われる15～20年を越えて運転しています。長期保全計画のもと延命化を図っていますが、昭和58年の建設から**既に27年が経過**しており、補修を重ねて使用している状態です。老朽化したセンターは近い将来、建て替えが必要となり、**建て替え費用は180億円と試算**されています。

③ ごみ焼却で大量の温暖化ガスを排出

クリーンセンターのごみ焼却にともなう温暖化ガス排出量はCO_2換算で16,322ﾄﾝにのぼり、市役所業務から排出される温暖化ガス34,283ﾄﾝのうち、**約44%**を占めています。これは、杉の木**117万本が1年間に吸収する量***に相当します。

*1 本あたりの年間吸収量 14kg で推計「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境庁・林野庁

④　ごみ処理経費が恒常的にかさんでいます

ごみ処理**全体の経費は年間約13～14億円**にのぼります。収集・運搬・処理費用は1日あたり366万円、市民1人あたり年間12,875円、1ｔあたり38,970円に達します。埋立地に関する処分費用の**池田市負担額は1ﾄﾝあたり4,830円(平成21年からは5,250円)で年間2,424万円**にのぼり、ごみ埋立地建設負担額は年間407万円です。

クリーンセンターの**修繕には約2億円**がかかっており、180億円と試算される建て替え費用の捻出が急務です。

■ごみ処理関連経費（平成20年度）

項目	年間経費(円)
ごみ処理関連全体経費　以下は主な経費	1,337,049,000
家庭の燃えるごみ処理経費(重量按分)	665,000,000
埋立処分費用負担額	24,240,000
埋立処分場建設負担額	4,068,000
ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ修繕費/ﾒﾝﾃﾅﾝｽ費	204,154,387
指定袋関連費	72,022,000
市民１人あたりごみ処理経費	12,875
市民１人あたり家庭の燃えるごみ処理経費	6,404
１トンあたりごみ処理経費	38,970

さらに、現在の指定袋制度に必要な袋の製作費、販売委託費やはがきの発送、袋の交換等に要する**経費は約7,200万円**で、その削減と関連する業務量の削減が求められています。

⑤　家庭ごみの減量が頭打ち

このようなことから更なるごみ減量が必要ですが、家庭ごみ量は**2万ﾄﾝ前後で頭打ち**となっており、横ばい傾向です。

⑥　クリーンセンターへの持込ごみが増加

2006年の指定袋制度導入の前年より、**家庭の持込ごみ(一般持込ごみ)が増加**しています。

また、事業系ごみ*は削減が進んでおらず、過去10年を見ても1万ﾄﾝ以上、**1事業者1日あたり平均15kg以上**の排出が続いている状況です。

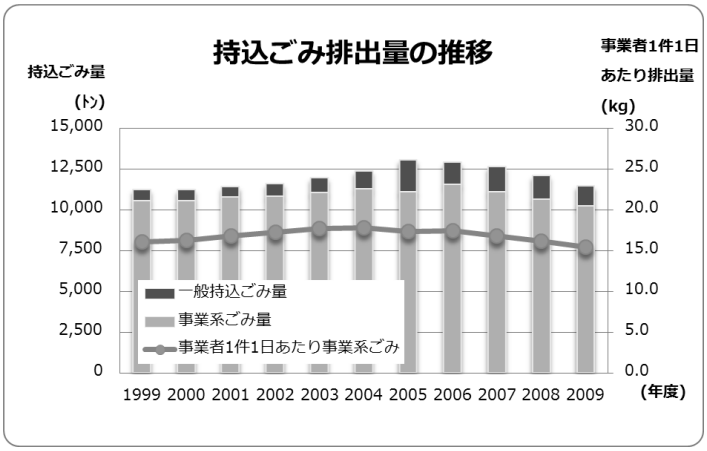

*「事業系ごみ」のほとんどは、事業者が個別に池田市が許可した収集業者と契約し、その許可業者が各事業者から収集してクリーンセンターに持ち込んでいるごみです。

このように、循環型社会づくりや地球温暖化防止につなげ、ごみに関する経費を抑えるために更なるごみ減量が必要となっています。

3. ごみ問題の解決に不可欠な制度改正

これらの課題解決に向けて「さらなる循環型社会をめざして未来に残そう環境にやさしいまち　いけだ」という基本理念のもと、平成20年度を基準として平成32年度(2020年度)に家庭ごみ20%削減、そして事業系ごみ20%削減、リサイクル率20%を目標とした「池田市一般廃棄物処理基本計画」(以下「処理計画」)を平成22年3月に策定しました。この処理計画において「３Ｒの推進」を基本方針として「指定袋制度の再検討」や「事業系ごみの減量化及び適正処理の推進」を行うこととしています。

また、平成23年に改定した「池田市新環境基本計画」においても同じ目標を掲げ「処理計画」の着実な進行管理を行うこととし「ごみゼロ社会の推進」をめざしています。

審議会からの答申やこれらの計画により、（１）家庭ごみ指定袋の全量有料化、および（２）「持込ごみ処理手数料」の改定を検討することとしました。

＜制度改正案の概要＞

（１）家庭ごみ指定袋の全量有料化
指定袋を現行の1㍑あたり2円から1㍑あたり0.8円に引き下げ全量有料化

（２）「持込ごみ処理手数料」の改定
現行の「持込ごみ処理手数料」10kgあたり40円を60円に改定

＜制度改正の効果＞

① 池田市クリーンセンターの延命化
焼却炉3炉のうち現在2炉ずつのローテーション運転を1炉ずつに出来るなど、焼却炉の損耗を防ぎ、処理施設の延命化につながります。

② 埋立地の延命化と環境負荷低減
焼却灰などの埋め立て量が減り、ごみ埋立地の延命化と環境負荷が低減できます。

③ 温暖化ガス排出量の削減
市の事業活動の約44%を占める温暖化ガスの発生を抑制することができ、地球温暖化防止につながります。

④ ごみ処理関係費用の削減
焼却灰の処分・運送料の削減、指定袋引換はがきの製作費・発送料、袋交換労務費などの削減につながります。

⑤ 手数料収入による環境施策の推進
みなさまにご負担いただいたごみ処理手数料を活用して更なる環境施策の推進が可能となります。

⑥ 減量努力と費用負担の公平化
ごみ減量に努力した家庭ほど費用負担が少なくなり、家庭と事業者の排出料金も公平化されます。

（1） 家庭ごみ指定袋の全量有料化の検討

① 市民意見

環境にやさしい課には、「指定袋が余っている」「余った指定袋について、何か特典はないのか」「追加で購入する袋の代金が高い」等の意見が多数寄せられています。

また、「処理計画」策定調査でのアンケートでは、57%の人がごみ減量には指定袋制度の見直しが効果的であると答え、「指定袋の配布を減らすべき」「販売価格の低減」「減量化で余った袋の交換買取制度創設」等の意見が多数ありました。

② 「池田市廃棄物減量等推進審議会」の答申

審議会の第一次答申では、「ごみの有料化には（ⅰ）全てのごみを全量有料とする。（ⅱ）全てのごみについて一定量を超えた部分を有料とする。（ⅲ）品目を区切って段階的に有料化を実施する。といった方法が考えられる。」とされ、当面は（ⅱ）の指定袋制度を施行してきました。

③ 他市の状況

全国1747市町村のうち**57%の自治体で全量有料化**を行っています。一方、大阪府下では43市町村のうち16%(7市町)、一部有料化も含め49%となっています。

大阪府で全量有料化している7市町では、**概ね1ﾘｯﾄﾙあたり1円**(40ﾘｯﾄﾙ袋にして40円)としています。

■大阪府下の全量有料化市町村の指定袋料金

	単位あたり	50ﾘｯﾄﾙ袋	45ﾘｯﾄﾙ袋	40ﾘｯﾄﾙ袋	30ﾘｯﾄﾙ袋	20ﾘｯﾄﾙ袋	15ﾘｯﾄﾙ袋	10ﾘｯﾄﾙ袋
貝塚市	1枚9円	–	9円	–	9円	–	–	–
泉佐野市	1ﾘｯﾄﾙ1円	50円	–	–	–	20円	–	10円
泉南市	1ﾘｯﾄﾙ1円	–	45円	–	–	20円	–	–
阪南市	1ﾘｯﾄﾙ1円	–	45円	–	30円	–	15円	–
忠岡町	1ﾘｯﾄﾙ1円	–	45円	–	30円	20円	–	–
田尻町	1ﾘｯﾄﾙ1円	50円	–	–	–	20円	–	10円
熊取町	1枚10～20円	–	20円	–	–	10円	–	–

④ 処理経費

家庭ごみのうち、燃えるごみについては約6億6,500万円の処理経費がかかり市民1人あたりに換算すると年間6,404円になります。**40ﾘｯﾄﾙ袋1枚を処理するための経費は234円**です。

家庭の「燃えるごみ」(平成20年度)	
処理経費	6億6,500万円
排出量	17,061ﾄﾝ
ごみ処理原価	39 円／kg
1袋(40ﾘｯﾄﾙ)あたりの重量	6 kg／袋※
1袋(40ﾘｯﾄﾙ)あたりの処理経費	**234円／袋**

※指定袋製造事業者による調査値

⑤　家庭ごみ指定袋制度の改定案

以上のような市民意見や審議会からの指導、他市の状況、処理経費等を踏まえて、全量を有料化し、手数料は次のように改定することを検討しました。

全国的な調査では、1ﾘｯﾄﾙあたり1円以上でなければ減量効果が見られないとされ、府下の多数の市町で1ﾘｯﾄﾙ1円に設定されています。しかし、ごみ減量意識の高い池田市民はこれよりも低い料金で減量可能と予想し、当面1ﾘｯﾄﾙあたり0.8円*に設定して経過を見ることを提案します。

なお、現在使用している指定袋を引き続き使用することとします。

*1ﾘｯﾄﾙあたり0.8円(40ﾘｯﾄﾙ袋32円)は処理経費(40ﾘｯﾄﾙ袋あたり234円)の**約14%**に相当

■現行の家庭ごみ手数料と改正案

	40ﾘｯﾄﾙ袋	30ﾘｯﾄﾙ袋	20ﾘｯﾄﾙ袋	10ﾘｯﾄﾙ袋
現行　1枚あたり （1ﾘｯﾄﾙ2円）	80円	60円	40円	20円
変更後　1枚あたり （1ﾘｯﾄﾙ0.8円）	**32円**	**24円**	**16円**	**8円**

種　別		販売価格	
		現行	**変更後**
燃えるごみ用袋	10ﾘｯﾄﾙ（1ロール10枚）	200円	**80円**
	20ﾘｯﾄﾙ（1ロール 5枚）	200円	**80円**
	30ﾘｯﾄﾙ（1ロール 5枚）	300円	**120円**
	40ﾘｯﾄﾙ（1ロール 5枚）	400円	**160円**
燃えないごみ用袋	10ﾘｯﾄﾙ（1ロール10枚）	500円	**(変更なし)**
	20ﾘｯﾄﾙ（1ロール 5枚）	500円	
	30ﾘｯﾄﾙ（1ロール 5枚）	750円	
粗大ごみ処理券（1枚）		300円	

（2）「持込ごみ処理手数料」の改定案

①　以前より手数料改定が提案されていました

クリーンセンターへの「持込ごみ処理手数料」は、平成9年に現行の10kgあたり40円に改定され既に14年目を迎えています。平成19年の審議会第2次答申において、「収集運搬手数料及び処理手数料について所要の見直しが必要」とされていました。

しかし、事業者の経済的負担が高まることに配慮して、現在まで料金改定を見合わせていました。

② 手数料が安いために、持込ごみが増加

10kgあたり約133円*という指定袋での排出費用に比べて事業系ごみの「持込ごみ処理手数料」は10kgあたり40円と家庭の3分の1以下となっています。

*40ﾘｯﾄﾙ1袋6kg換算。10kgの排出は約1.7袋相当。(現行の40ﾘｯﾄﾙ1袋は80円、改正案で1袋32円)

家庭では指定袋制度の導入によってごみ20%削減を達成する一方、事業系ごみは過去10年で1万ﾄﾝ以上(1事業者1日あたり平均15kg以上)の排出が続いている状況にあり、家庭と事業者の間で不公平感が生まれることも懸念されます。

また、現在の「持込ごみ処理手数料」は近隣市町村(7市3町)*の平均69円と比べても安価なため、他市からのごみ流入も懸念されています。

さらに、この安価な料金のために市民による持込ごみも増加しています。

※川西市、能勢町、豊能町、猪名川町合同の焼却施設

■近隣各市の事業系ごみ持込手数料

	10Kgあたり費用
高槻市、国崎ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ※	80円
吹田市	70円
豊中市、茨木市、摂津市	60円
箕面市 **(平成26年10月から60円)**	40円
平均	**69円**
(参考)池田市	40円

③ やはり「持込ごみ処理手数料」の適切な額への改定が必要

このようなことから、今回の指定袋制度の見直しと合わせて「持込ごみ処理手数料」も適切な額に改定することを検討しました。

「持込ごみ処理手数料」の見直しにあたっては、指定袋の料金と同等以上であること、また近隣市町と同程度の料金であることが求められます。

先の全量有料化案では指定袋での排出費用は10kgあたり53円であるため「持込ごみ処理手数料」はこれと同等以上の料金に設定する必要があります。

■指定袋料金と近隣市料金を踏まえた改定

これらのことを勘案し、事業系ごみ減量目標の20%削減に向け「持込ごみ処理手数料」を当面は10kgあたり60円に改定し経過を注視することを提案します。

	持込ごみ処理手数料 (10kgあたり)	指定袋での燃えるごみ排出費用※ (10kgあたり)
現行	40円	約133円
改正案	**60円**	約53円

※40ﾘｯﾄﾙ1袋6kg換算。10kgの排出は約1.7袋相当。(現行の40ﾘｯﾄﾙ1袋は80円、改正案で1袋32円)

4.　制度改正と合わせて実施する施策と手数料の使い道

（1） 燃えるごみとして出す品目を減らします

家庭から出される「燃えるごみ」の中身は、「紙・布類」(37.6%)が最も多く、次いで「プラスチック・ゴム・皮革」(28.4%)が多くなっています。

現在分別回収している「トレイ類」に加え、その他のプラスチック類（洗剤やカップ麺の容器などいわゆる「容器包装プラスチック」）の分別回収も推進することで、燃えるごみとしての排出を減らしていきます。

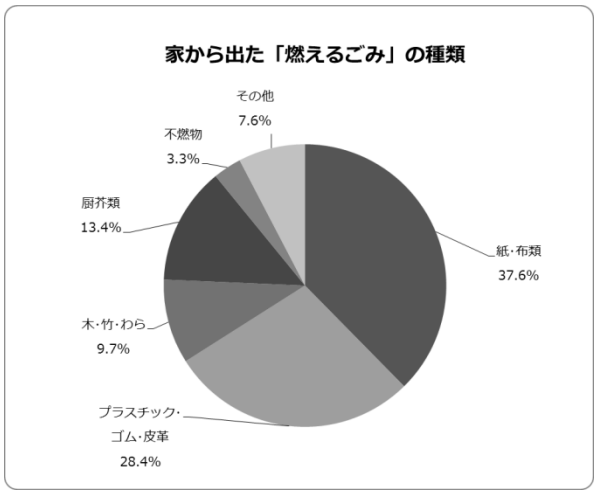

（2） 不法投棄対策を強化します

全量有料化にともない、不法投棄が増加することが懸念されます。これまで進めてきた不法投棄対策を強化していきます。

（3） 指定袋販売による収入の使い道

指定袋の販売収入から、指定袋製作費など必要な経費を除いた収益は、引き続き「環境基金」として積み立て、ごみの減量・再資源化及び環境に関する施策に活用します。

今後もみなさまにご負担いただいた費用の使い道について、透明化を図っていきます。

<環境基金を活用している主な事業>
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度
- 雨水貯留タンク設置助成制度
- 生ごみ処理機購入助成制度
- ３Ｒ推進センター・エコミュージアムの運営(環境学習事業／リユースショップの運営／リユース食器の貸し出し／天ぷら油等の回収など)

5.　新制度の開始時期と現在お使いの指定袋について

（1） 新制度の開始時期

指定袋制の見直し及び持込処理手数料改定ともに、このパブリックコメントによるご意見を踏まえ、議会の承認を経て、<u>平成24年4月からの実施を予定</u>しています。

（2） 現在お使いの指定袋

新制度実施後も、現在の指定袋を引き続き使用いたします。

お問い合わせ先　池田市 環境部 環境にやさしい課
〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号
TEL：072-754-6240　FAX：072-752-6680
E-MAIL：kankyo@city.ikeda.osaka.jp